

**堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る  
事前協議に関する条例(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方**

	ご意見の要旨	市の考え方
○事前協議の対象について		
1	分譲マンションだけでなく、賃貸マンションや公共住宅についても広く事前協議の対象にすべきではないか。	賃貸マンションについては、条例の事前協議の対象としています。 公的賃貸住宅については、周辺状況や地域の保育ニーズなどを踏まえ、公的賃貸住宅事業者と連携を図り、建替えに併せた保育施設の整備について別途協議しています。